

# 危険物関係届出制度の変更について

令和8年4月1日から、土浦市消防本部では危険物関係の届出制度が以下のとおり変更されます。

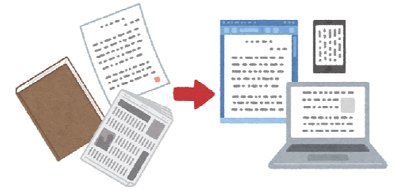
## 1 届出を要さなくなるもの

以下の項目については、今後届出の必要がなくなります。

- ①危険物製造所等定期点検結果報告書
- ②危険物取扱者届出書
- ③火気使用工事届出書
- ④危険物保安監督者選任承諾書

(危険物保安監督者選任・解任届出書添付様式の省略)

※ただし、「危険物保安監督者実務経験証明書」は従来通り提出が必要です。



### 【重要】

危険物製造所等定期点検結果報告書の届出は不要となりますが、定期点検は従来通り実施し、記録を保存する必要があります。

立入検査等の際において、点検記録を確認させていただきます。

【参考：点検記録の保存年限】

一般の点検記録、漏れの点検記録：3年間

移動タンク貯蔵所の漏れの点検記録：10年間

## 2 電子申請による受付開始

e-Gov（電子政府の総合窓口）を利用した電子申請が可能になり、手続きがよりスムーズになります。

### (1) 対象となる主な届出

- ①危険物製造所等譲渡引渡届出書
- ②危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書
- ③危険物製造所等廃止届出書
- ④危険物保安監督者選任・解任届出書
- ⑤予防規程制定変更認可申請書
- ⑥圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書

※手数料を必要とする届出は今回の電子申請の対象外です。

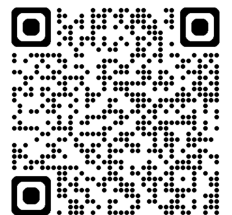
### (2) 申請方法

e-Gov 電子申請よりお手続きください。

アクセス URL : <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

### (3) その他

防火管理関係、および条例関係の届出についても、電子申請を開始します。



ご不明な点がございましたら予防課危険物保安係に  
お問い合わせください。

### 【問合せ先】

土浦市消防本部予防課危険物保安係

☎ : 029-821-5967

✉ : 119kh@city.tsuchiura.lg.jp